

令和 4 年 9 月 8 日 決定
令和 5 年 5 月 1 日 改正
(令和 5 年 5 月 8 日 適用)

教職員・学生 各位

保健管理センター
医学部附属病院感染制御部

COVID-19 陽性者の就業・就学制限に関する考え方について

平素より、新型コロナウイルス対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、厚生労働省からの通知や最新の知見等に基づき、今後の本学における、COVID-19 陽性者の就業・就学制限に関する考え方は、以下のとおり取扱いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■陽性者の自宅待機期間について

症状軽快後 24 時間経過かつ自宅待機 5 日間で、6 日目から就業・就学可。

【本学構成員として、遵守徹底すること】

1. 発症日から 10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底してください。
2. そのほか、厚生労働省が示す療養の考え方に係る最新の指針等に十分留意してください。

(厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

以上